

## 社会福祉法人狭山市社会福祉協議会委員等の費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人狭山市社会福祉協議会（以下本会という。）委員等に対する費用弁償の額及びその支給について定めるものとする。

### (委員等)

第2条 前条に規定する委員等とは、本会委員会設置規程第2条に定める委員、評議員選任解任委員及び苦情解決第三者委員とする。

### (費用弁償額)

第3条 前条の規定に掲げる委員等の費用弁償の額は別表のとおりとする。

2 費用弁償は、委員会に出席した場合に支給する。

3 第1項で定める報酬及び費用弁償について、本会、狭山市及び埼玉県の職員の身分にある者には適用しない。

### 附 則

この規程は、平成29年2月14日から施行する。

## 別表

役 職 名	費用弁償額
評 議 員 選 任 解 任 委 員	1回 5,000円
成年後見センター運営委員	
苦 情 解 決 第 三 者 委 員	1回 2,000円
そ の 他	1回 2,000円